

定例公安委員会の開催概要

定例公安委員会は、令和元年11月27日（水）に開催されました。

1 決裁事項

- ・ 秋田県議会第3回10月議会開催結果について
- ・ 令和2年秋田県警察運営の基本方針と重点目標（案）について
- ・ 警察官職務執行法第4条第1項の適用について
- ・ 公安委員会の交通規制実施計画（令和元年意思決定第8号）について
- ・ 運転免許の取消処分について

2 審議事項

- (1) 県警察から、令和2年秋田県警察運営の基本方針と重点目標（案）に関する報告があり、審議した結果、原案のとおり了承した。

委員から、『社会情勢の変化とともに、県警の重点目標も少しずつ変わるものと思う。原案のとおり決定していただきたい。』との発言があった。

3 報告事項

- (1) 令和元年10月中の警察安全相談受理状況について

県警察から、令和元年10月中の警察安全相談受理状況に関する報告があった。10月中の警察安全相談受理件数は1,534件と、前月より597件(28.0%)減少した。相談内容は警察活動全般にわたっており、生活安全部門に関する相談が961件と最も多く、次いで刑事部門に関する相談が335件であった。特殊詐欺に関する相談件数は209件と、前月より411件減少した。10月中に相談を端緒に事件化した事案は6件であった。

委員から、『事件化に結びついた相談もあるが、今後も丁寧に対応していただきたい。』との発言があった。

- (2) 「公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例」の一部改正

について

県警察から、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例」の一部改正に関する報告があった。

報告によると、主な改正点は、

- 条例名の変更
- 第4条（卑わいな行為の禁止）の見直し
- 第5条（つきまとい行為等の禁止）の見直し
- 罰則の強化

の4点で、条例案は12月議会に上程され、来年の4月1日施行を予定しているとのことであった。

委員から、『改正内容について誤解が生じないように、一般の人にも分かりやすく十分な広報に努めていただきたい。』との発言があった。

(3) 年末・年始における犯罪等未然防止活動の推進と出動式の開催について

県警察から、年末・年始における犯罪等未然防止活動の推進と出動式の開催に関する報告があった。

報告によると、12月10日（火）から来年1月3日（金）までの25日間、県警察が総力を挙げて、犯罪等の未然防止活動を推進するとのことである。

活動重点是、

- 犯罪の予防及び検挙
- 交通死亡事故の抑止
- 少年の非行防止及び風俗環境の浄化
- 雑踏事故の防止
- 暴力団犯罪の取締り及び資金源の封圧
- 沿岸線における警備諸対策の推進
- テロ等暴力的破壊行為の未然防止

の7つで、期間中、県内各地で各種キャンペーンやパトロール活動などが行われる。

また、初日の12月10日（火）には、秋田拠点センターALVE（アルヴェ）1階の「きらめき広場」において、県知事や秋田市長、県警本部長等が参加する出動式が行われ、県民の防犯意識向上に努めるとのことである。

委員から、『広報して、犯罪防止に関する県民の意識を高めていただくようお願いする。』との発言があった。